

県産農産物首都圏プロモーション業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する県産農産物首都圏プロモーション委託業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務の目的

東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」という。）の重点販売期間（1月～3月）と連携し、首都圏飲食店等において県産農産物に触れる機会を創出することで、本県への興味・関心の醸成と誘客促進を図る。

2 業務内容

(1) JR 東日本と連携したフェア

JR 東日本と連携し、JR 駅構内飲食店において栃木県産農産物を使用したオリジナルメニューを提供するフェアを開催する。

ア 概要

(ア) 時期

令和3（2021）年1月から3月までの連続する3週間以上

(イ) 場所

首都圏駅構内飲食店等（25店舗程度）

(ウ) 内容

- ・県産農産物を使用したメニューを提供するフェアを開催すること。
- ・フェアの企画・運営を行うとともに、参加飲食店、商業施設等との連絡調整を行うこと。
- ・参加飲食店には必要に応じて期間中の食材やメニュー開発用食材を提供すること。なお、提供食材の種類、数量及び納品方法については、甲と協議の上決定すること。

イ 店舗装飾物等の作成

- ・POP や店舗装飾物等の製作を行うこと。
- ・フェア参加店舗の統一感が出るように工夫を行うこと。

ウ フェアの広告

- ・フェアや県産農産物の情報を記載したポスターを製作し、JR 東日本製作予定のパンフレットとともに、委託費の範囲内において、駅や商業施設等への掲示・配架を行うこと。
- ・製作部数については、甲と協議の上決定すること。
- ・商業施設が持つ媒体等を活用して広告を行うこと。

(2) フェアオープニングイベント

(1) のフェア開催に当たり、オープニングイベントを開催し、フェアへの参加を誘導するとともに、県産農産物の露出拡大を図る。

ア 概要

(ア) 時期

(1) の開催期間に合わせて1日

(イ) 場所

首都圏主要駅イベントスペース等

(ウ) 内容

ブースPR、物販 等

イ ブース PR

- ・ブースには、長テーブル（2台程度）及び椅子（2脚程度）を用意すること。
- ・県産農産物の需要喚起及び本県への誘客につながるブース装飾を行うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底した上で県産農産物の無料サンプリングを行うこと。

ウ 物販

- ・旬の県産農産物等の販売を行うこととし、実施に当たって必要な農産物や什器等の手配を行うこと。
- ・販売に当たっては、販売スタッフ2名以上で対応することとし、スタッフの手配を行うこと。

エ その他

- ・イベントの運営に当たって必要となる諸手続を行うこと。
- ・出演者や関係者との調整を行うとともに、運営マニュアル等の作成を行うこと。
- ・実施に当たっては、JR 東日本と十分に連携を図ること。

(3) 団体臨時列車を活用した PR

JR 東日本が運行する団体臨時列車を活用し、車内 PR 等を通じて県産農産物の魅力を発信する。

ア 列車概要

(ア) 時期

令和3（2021）年1月から3月の週末1日

(イ) 定員

120名程度

(ウ) 内容

- ・首都圏発栃木県日帰りツアー
- ・本県到着後、県北、県南、県東エリアの3班に分かれてそれぞれ観光いちご園にていちご狩りを実施

イ 列車内 PR

- ・乗客の記憶に残るよう工夫し、県産農産物の列車内 PR を実施すること。
- ・列車内においてノベルティの配布を行うとともに、県産農産物の実食機会を設けること。
- ・車内 PR に当たり音響機材等の準備を行うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底すること。

(4) 公共交通広告等を活用した PR

既存事業で製作した PR 動画を活用し、駅デジタルサイネージやトレインチャンネル等において上記フェアや県産農産物等の PR を行う。

ア 概要

(ア) 時期

フェア等開催期間中又は期間前の効果的な時期

(イ) 場所

首都圏駅デジタルサイネージ、トレインチャンネル等

イ 広告の作成及び配信

- ・既存の動画を加工し、フェア情報等を加えた広告を作成すること。
- ・首都圏消費者の本県への関心を高めるため、デジタルサイネージ、トレインチャン

ネル等を活用してPRを行うこと。なお、予算内で最も効果が得られる箇所及び期間を提案すること。

【既存動画概要】

動画内容：県産農産物全般（いちご、梨、米、とちぎ和牛）の紹介
規格：30秒

3 留意事項

(1) 企画提案書の記載内容

企画提案書には、企画内容、業務スケジュール、イベント会場のイメージ、イベントの警備計画及び広報計画等を記載すること。

(2) イベントに係る農産物等の調達

イベントの開催に当たり、農産物等を調達する際には関係団体と十分調整の上、連携を図ること。

また、県産農産物のブランド価値を損なうことのないよう、農産物の品質等について十分留意すること。

(3) その他

ア 実施に当たっては、県、農業団体、関係機関等と十分に連携するほか、県が実施する他の事業との効果的な連携を図ること。

イ これまで訴求してきた各品種が持つイメージ（特性、ターゲット等）を踏襲したプロモーションとすること。

ウ 実施に当たっては、会場の管理者等と連携を図り、関係法令を遵守するとともに、必要に応じて所管する関係機関等と連携すること。

エ 緊急時の対応体制（地震及び火災発生時、体調不良者発生時、けが人発生時等）を作成すること。

オ イベント実施に当たっては、新型コロナウイルス感染防止対策を講じること。併せて、「栃木県環境配慮指針」に基づき環境負荷等の軽減を図ること。

カ 事業の効果測定（広告換算金額の算定等）を行うこと。

4 実施計画書及び報告書の提出

(1) 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、イベント内容や活用するメディア媒体等の具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出すること。

(2) 乙は、イベント開催期間中の実施状況を記録（写真撮影等）し、電子ファイルを保存したメディア（DVD等）を甲に提出すること。

(3) 乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイルを保存したメディア（DVD等）を一式甲に提出し、甲の検査を受けること。

(4) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

5 権利の帰属

委託業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

6 その他

(1) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。

- (2) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報は、栃木県個人情報保護条例（平成13年条例第3号）に基づいて取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (3) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。
- (4) 乙は、天災その他乙の責めによらない事由により委託業務の全部又は一部を履行することができない場合は、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更するとともに、履行することができない委託業務に係る経費を明らかにし、甲は当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。